



村上市

農業委員会だより

No. 22
令和7年7月



村上市立さんぽく小学校の田植え体験

5月27日、さんぽく小学校5年生の総合学習とPTA行事を兼ねた田植え体験が行われ、児童22人のほか、保護者や地域のボランティア、JAなど多くの方が参加しました。当日は、合同会社FarmX 8の15アールの田に参加者全員で田植えをし、その後田植え機の乗車体験などが行われました。

最後は、泥んこになりながら相撲するわんぱくな子どもたちの姿も見られ、会場は大いに盛り上がりしました。

農業委員会
ホームページ



農地の売買・貸借の手続きが変わりました

農地の売買・貸借について、法改正に伴い令和7年4月以降①の手続きが廃止となり、②・③のいずれかの手続きになりました。

廃止

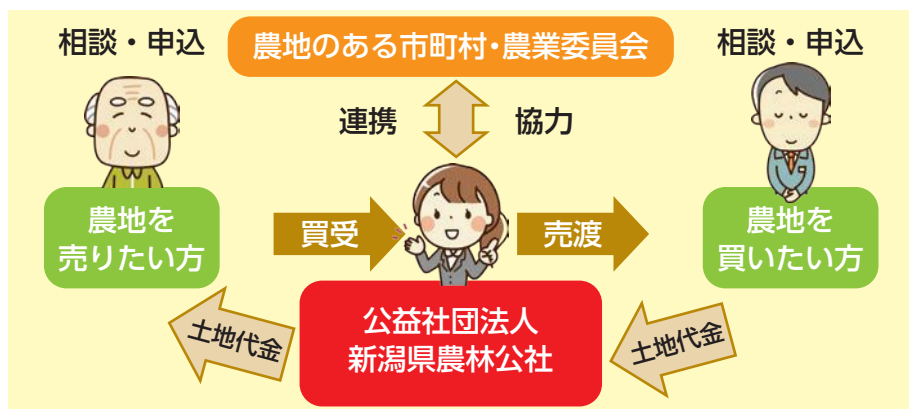
① 出し手と受け手の相対
利用権設定等促進
事業（基盤法）

② 出し手と受け手との間に
新潟県農林公社が入る
農地中間管理機構
事業（バンク法）

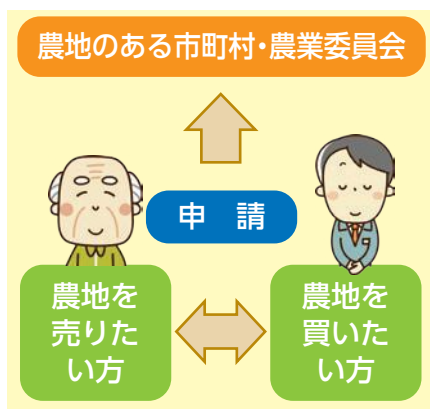
③ 出し手と受け手の相対
農地法第3条
許可申請（農地法）

売買制度の違い

② 農地中間管理機構事業（バンク法）



③ 農地法第3条 許可申請（農地法）



農地要件

農振農用地区域かつ地域計画の区域内

現況農地

買主資格者

地域計画上の農業を担う者、かつ、次のいずれかに該当する個人又は農地所有適格法人
・認定農業者・特定農業法人・基本構想水準到達者・認定新規就農者その他、経営面積、資本装備、団地形成要件等の基準を満たしていること。

耕作目的で、買主がきちんと農業を行い、農地を効率的に利用すること
・農地のすべてを効率的に利用すること
・常時農業従事者（原則年間150日以上）
・農業に必要な機械等を確保
・法人の場合は、農地所有適格法人であること

所有権移転
登記について

公益社団法人新潟県農林公社

売り手及び買い手
（司法書士）

事務手数料

【売りたい方】・買入価格の2.0%＋消費税
【買いたい方】・売渡価格が800万円まで：0.8%
・売渡価格が800万円超：800万円まで0.8%
800万円超 0.5%

事務手数料は不要
（行政書士等に依頼する場合、
別途費用がかかります。）

※事務手数料は、登記免許税、譲渡所得特別控除や登録免許税の税率の軽減措置に係る各種証明書発行手数料および住所変更登記に係る手数料等は含みません。

○農地転用には許可が必要です

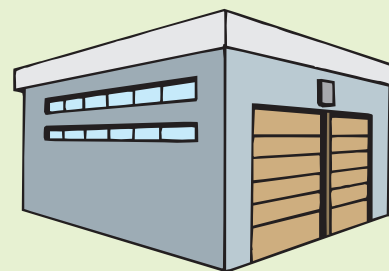
農地の違反転用は絶対にしてはいけません。

●農地を農地以外にする（農地転用）場合、許可が必要です。

- 住宅を建てる
- 資材置場や建設残土捨て場にする
- 農業用施設を建てる
- 太陽光発電設備を設置 など

※農地転用や非農地申請する場合、地域計画区域からの除外が必要です。

詳しくは農林水産課や農業委員会までお問い合わせください。



○農地の相続登記はお早めに

農地の相続については、農業委員会に届け出ることが義務付けられています。

相続登記をしないでいると、権利関係が複雑になったり、遊休農地や耕作放棄地の原因になる場合があります。また、農地の売買や貸し借りにも支障が出ますので、お早めをお願いします。

相続登記の申請が義務化されました！

相続等によって不動産の所有権を取得した相続に対し、相続したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられました。

○農地の適正管理について

農地は一度荒れてしまうと、元の状態に戻すのに大きな労力と費用がかかります。また、病害虫の発生や不法投棄を誘引するなど、近隣住民のみなさんや周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがありますので、定期的に草刈りするなど、適正管理に努めてください。

○農地パトロールを実施します

7月～8月中旬にかけて、各地域の農業委員・農地利用最適化推進委員が農地を見回り、遊休化や違反転用などがいないか調査を行います。農地内に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



読んでみませんか？

全国情報はもちろん、県版・地方版のページも充実！
地域の元気で特徴のある明るい話題やイベント情報
などの提供に努めています。

☆B3版8～14ページ

☆購読料：月700円（税・送料込）

☆毎週金曜（月4回）発行

お申込みは、農業委員会事務局・農業委員へ

ご自宅に
直接送付します



若き担い手

山北地域
齋藤 大和さん
(42歳)

「地域のつながりと絆を大切に」



Q. 就農のきっかけは？

昔からの知人である、合同会社 FarmX 8の齋藤代表から誘いを受け、昨年から手伝いを始め、今年4月より正式に就農しました。

Q. 主にどんな作業をされていますか？

山北地域で請け負っている約30ヘクタールの田んぼの水管理と除草剤の散布を任されています。

Q. 農業の楽しいところ、感じたことは？

昨年1年間農業に携わって感じたことは、毎日田んぼを見て回り、稲が少しずつ成長していくことを実感しました。秋の稲刈り時期を迎え、コンバインを初めて運転させてもらい、収穫したお米を見たときには、すごくうれしい気持ちになりました。

Q. 今後の目標は

山北地域は、整備されていない田んぼだったり、水の確保が難しい田んぼが多いです。今は齋藤代表はじめ、地域の皆さんや農家の先輩方に教えてもらいながらがんばっていますが、ゆくゆくは経験を積み教える側になりたいです。

Q. 趣味は

以前はスノーボードや登山に行ったりしてましたが、今は家でゆっくりしていることが多いです。最近だと農作業の合間を見て、県外にドライブに行き美味しいものを食べてきました。



あとがき、

今年になり、「米を一袋譲ってもらえないか」という電話が何度かありました。余分な保有米などないので、申し訳ないと思いますが、申し訳ありません。今、米を取り巻く状況はこれまでに経験した事のないもので、今後のことを考えると期待と不安が同居しているようです。秋の収穫時には、生産者も消費者の方も納得できるような米情勢になっ
ていてほしいものです。4月から、農地の貸借や売買の手続きも変わりました。相談のある方は、なるべく早めに農業委員会事務局に相談してください。今回の発行にあたりご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。

(大野部会長)

広報部会長
広報副部会長
広報部会員

大野 章	遠 藤 俊 樹	貝 沼 勝 男
高橋 大 樹	間 俊 樹	本 俊 樹